

国王尚真の、進香のため使者馬仁等を遣わす符文

(二四八九、九、一二)

琉球国中山王尚真、進香の事の為にす。

先に王舅等の官の馬審礼等を差^{つか}わして京に赴き謝恩せしむるに因り、詔書・勅諭を齎捧するを欽蒙す。回国して開読するに、恭しくも大行皇帝の寶天するに遇い、合行^{あき}に進香すべし。今、特に使者馬仁・通事蔡実を遣わし、香一炷重さ五十斤を齎捧して京に赴き進香し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす 赴京の

使者一員 馬仁

通事一員 蔡実

人伴五名

弘治二年(一四八九)九月十二日

右の符文は使者馬仁及び通事蔡実等に付し、此れに准ぜしむ

進香等の事符文

注*この進香については『明実録』弘治三年三月辛巳の条に記事がある。

(一) 蔡実 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)四世。渡明は五回に及ぶ(『家譜(二)』二五一頁)。

国王尚真の、進貢のため長史梁能等を遣わす符文

(二四八九、九、一二)

琉球国中山王尚(真)、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁能を遣わし、使者嘉満度等と共に、表文一通を齎捧せしむ。安字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす 赴京の

長史一員 梁能

使者三員 達魯每 耶刺 参魯

都通事一員 蔡實

人伴二十二名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤
弘治二年(一四八九)九月十二日

右の符文は使者達魯每及び都通事蔡實等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

1-24-04

国王尚真の、進貢のため使者嘉満度等を遣わす符文

(二四八九、九、一二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁能を遣わし、使者嘉満度等と共に、表文一通を齎捧せしむ。礼字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 嘉満度

通事一員 蔡宝

人伴一十名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤

弘治二年(一四八九)九月十二日

右の符文は使者嘉満度及び通事蔡宝等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

注(一)三員 同時発行の執照(二八二五)では他に、金実・吳信の名がある。また人伴も一十一名とあり、あるいは壹を脱か。

1-24-05

国王尚真の、進貢のため正議大夫梁徳等を遣わす符文

(二四九一、八、二二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁徳を遣わし、長史鄭玖、使者裴楊那・紀闡丹等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。智字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁徳

使者三員 吳実 馬勃他 吳石堅

通事一員 蔡実

人伴二十一名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤

弘治四年(一四九二)八月二十一日

右の符文は使者吳実及び通事蔡実等に付し、此れに准ぜしむ